

法人用 I C カード規定

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

1. (カードの利用)

普通貯金(利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型(決済用)を含みます。以下、同じです。)について発行した I C チップを搭載した I C キャッシュカード(以下、「カード」といいます。)は、当該貯金口座について、次の場合に利用することができます。

- ① 当組合および当組合が提携した県内の他の農業協同組合(信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。)の現金自動貯金機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。)を使用して普通貯金に預入れをする場合(以下、この取引を単に「入金」といいます。)
- ② 当組合および提携組合の現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。)を使用して普通貯金の払戻しをする場合(以下、この取引を単に「払戻し」といいます。)
- ③ 当組合および提携組合の自動振込機(振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。)を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④ 当組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等(以下「マルチペイメント収納機関」といいます。)に対して、当組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービス(以下「Pay-easy(ペイジー)」といいます。)を利用する場合。また、当組合と同一都道府県内にある提携組合が所定の契約を締結したマルチペイメント収納機関に対して、当該提携組合の振込機を使用して振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、Pay-easy(ペイジー)を利用する場合
- ⑤ その他当組合所定の取引をする場合

2. (貯金機による入金)

- (1) 貯金機を使用して入金する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にカードまたは通帳(当組合および提携組合に限ります。)を所定の方法で挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による入金は、貯金機の機種により当組合および提携組合所定の種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの入金は、当組合および提携組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

3. (支払機による払戻し)

- (1) 支払機を使用して払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って